

## 施策の大綱の枠組みに係る補足資料

資料 - 5

### 1 すべての人がいきいき輝くまちづくり

(1) 非核平和都市宣言 昭和58年(1983年)

(2) 同和対策の推進

< 国の取組 >

昭和57年(1982年) 地域改善対策特別措置法が5年の時限立法で制定される  
昭和62年(1987年) 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律  
(「地对財特法」) 制定 5年の時限立法  
平成4年(1992年) 一部事業について延長  
平成8年(1996年) 一部事業について更に延長(5年間)  
平成14年(2002年)3月 「地对財特法」の失効

< 吹田市の取組 >

平成12年(2000年)4月 人権尊重の社会をめざす条例の制定  
平成14年(2002年)4月~ 対象地区を限定して行ってきた特別対策事業を見直し、  
基本的に廃止又は一般施策化  
平成14年(2002年)11月 「人権尊重の理念の普及を図るなど人権に関する施策を総合的に  
進めるために」(答申)が人権施策審議会から出される  
平成15年(2003年)2月 人権教育を推進するための指針策定

(3) 男女共同参画型のまちづくり

< 国の取組 >

平成11年(1999年) 男女共同参画社会基本法制定  
平成12年(2000年) 男女共同参画基本計画策定  
平成13年(2001年) 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律の制定

< 吹田市の取組 >

平成14年(2002年) 男女共同参画推進条例制定  
平成15年(2003年) 男女共同参画推進プラン策定

## 2 市民自治が育む自立のまちづくり

### < 地方分権についての国の取組 >

平成 11 年(1999 年)7 月 地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律  
(地方分権一括法)が可決成立

- ・ 国と市町村の役割分担
- ・ 機関委任事務の廃止
- ・ 国の関与等の見直し
- ・ 権限委譲 等

### < 吹田市の取組 >

平成 12 年(2000 年)4 月 地方分権一括法に基づき手数料条例、都市計画審議会条例など  
関係条例の改正

平成 14 年(2002 年)3 月 情報公開条例、個人情報保護条例制定  
市民公益活動の促進に関する条例の制定

現在 自治基本条例、まちづくり市民参加条例などの検討が進んでいる。

## 5 環境を守り育てる魅力的で安全なまちづくり

### 環境に関する取組の状況

#### < 国際的な取組 >

昭和 47 年(1972 年)	国連人間環境会議開催、人間環境宣言採択
昭和 62 年(1987 年)	環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）が 報告書“ Our Common Future ” 発表
平成 4 年(1992 年)	環境と開発に関する国連会議（地球サミット）開催、 リオ宣言・アジェンダ 21 等採択
平成 9 年(1997 年)	気候変動枠組条約第 3 回締結国会議（地球温暖化防止京都会議） 開催、京都議定書採択

#### < 国の取組 >

##### 総合的な取組

平成 5 年(1993 年)	環境基本法
平成 6 年(1994 年)	環境基本計画
平成 9 年(1997 年)	環境影響評価法
平成 12 年(2000 年)	新環境基本計画
平成 13 年(2001 年)	環境省発足（中央省庁再編）
平成 15 年(2003 年)	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律
地球環境問題	
昭和 63 年(1988 年)	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
平成 10 年(1998 年)	地球温暖化対策の推進に関する法律
リサイクル	
平成 7 年(1995 年)	容器包装リサイクル法
平成 10 年(1998 年)	家電リサイクル法
平成 12 年(2000 年)	建設リサイクル法
同年	循環型社会形成推進基本法
同年	資源有効利用促進法
同年	食品リサイクル法
平成 14 年(2002 年)	自動車リサイクル法
平成 15 年(2003 年)	循環型社会形成推進基本計画

#### < 吹田市の取組 >

平成 4 年(1992 年)	資源リサイクルセンター開設
平成 9 年(1997 年)	吹田市環境基本条例
平成 10 年(1998 年)	吹田市環境影響評価条例
同年	吹田市環境基本計画
平成 11 年(1999 年)	吹田市役所エコオフィスプラン（吹田市環境保全行動計画）
平成 13 年(2001 年)	吹田市低公害車等導入計画
同年	吹田市廃棄物（ごみ）減量基本計画
同年	市本庁舎において環境 ISO 認証取得

## 都市施設の整備方針

### 【交通施設の整備】

- (1) ゆとりと潤いのあるみちづくり
- (2) **都市活動を支える道路のネットワークの形成**  
広域圏及び市域における道路ネットワークの形成  
都市計画道路の未整備区間の整備  
整備率 80 %  
(都市計画マスタープラン p - 13・14 及び p - 43・44 参照)  
面的整備事業や大規模開発とあわせた道路整備の推進
- (3) 公共交通等の整備
- (4) ターミナル施設の整備

### 【公園・緑地の整備】

- (1) **都市公園等の整備**  
一人当たり面積 8.82 m<sup>2</sup>  
(都市計画マスタープラン p - 15・16 及び p - 46 参照)
- (2) 市街地内の緑の保全と整備
- (3) みどりのネットワークの整備
- (4) 緑の管理と育成

### 【河川及び下水道の整備】

- (1) 河川等の整備  
治水安全度の向上と防災機能の整備  
自然資源としての活用
- (2) **下水道の整備**  
(汚水整備) 下水道普及率 99.7 %  
(雨水整備) 雨水整備率 84.7 % (整備済地域での雨水レベルアップ事業含まず)  
(都市計画マスタープラン p - 17 及び p - 49 参照)
- (3) 総合的な雨水対策

### 【その他の都市施設の整備】

- (1) 廃棄物処理施設の整備
- (2) 火葬場施設の整備
- (3) 小・中学校の整備
- (4) コミュニティ施設の整備

## 市街地整備の方針

- (1) 江坂町三丁目地区
- (2) 阪急千里山駅周辺
- (3) JR 岸辺駅・阪急正雀駅周辺
- (4) 大阪外環状線西吹田駅(仮称)周辺
- (5) 吹田操車場跡地

## 地域別の主なまちづくりの方針

- (1) 山田・千里丘地域  
企業所有地での開発  
(都市計画マスタープラン p - 88 参照)
- (2) 千里ニュータウン地域  
千里ニュータウンの住宅建替  
(都市計画マスタープラン p - 92 参照)